平成２２年（フ）第１００９号
東京都江東区塩浜２丁目18―９―605
債務者　松帆　信之
1　決定年月日時　平成22年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月16日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１０１０号
東京都豊島区池袋３丁目26―20―101
債務者　簑田　洋一
1　決定年月日時　平成22年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月16日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１０１６号
千葉県浦安市海楽１丁目３―25―201
債務者　上井真喜男
1　決定年月日時　平成22年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月16日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１０１８号
東京都狛江市東野川１丁目12―13―203
債務者　伊藤　京子
1　決定年月日時　平成22年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月16日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第３号
栃木県足利市山下町1023番地24
債務者　牧口　敦昌
1　決定年月日時　平成22年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月26日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２２年（フ）第２号
愛媛県大洲市新谷乙1184番地１リディア茶茶201号
債務者　佐々木保幸
1　決定年月日時　平成22年１月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月19日午前10時10分
松山地方裁判所大洲支部

平成２１年（フ）第２０４号
岡山県勝田郡勝央町黒土146番地51
債務者　輪田　　潤
1　決定年月日時　平成22年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月25日午後１時10分
岡山地方裁判所津山支部

平成２１年（フ）第７７５号
川崎市多摩区菅稲田堤１丁目17番18―402号、前住所東京都調布市上石原３丁目49番地１コスモ・ザ・パークス調布多摩川326
債務者　砂金　三鈴
1　決定年月日時　平成22年１月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月23日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第７８３号
川崎市幸区南加瀬４丁目５番46―402号　市営住宅
債務者　鈴木　輝雄
1　決定年月日時　平成22年１月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月23日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第８１０号
川崎市宮前区有馬６丁目14番16号、前住所横浜市南区大岡１丁目63番26号
債務者　鈴木洋太郎
1　決定年月日時　平成22年１月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月23日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第８２７号
川崎市高津区末長1084番地63
債務者　上地　洋子
1　決定年月日時　平成22年１月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月23日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第８３５号
川崎市多摩区長尾５丁目１番７―104号
債務者　宮崎　宗廣
1　決定年月日時　平成22年１月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月23日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第８３６号
川崎市多摩区長尾５丁目１番７―104号
債務者　宮崎　美幸
1　決定年月日時　平成22年１月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月23日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第７５２号
神奈川県川崎市川崎区大島５丁目23―７　玉荘２Ｆ３
債務者　斎藤　博康
1　決定年月日時　平成22年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月23日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７５３号
大阪府岸和田市荒木町２丁目22―７―302
債務者　山本　重成
1　決定年月日時　平成22年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月23日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部